

大田市森林整備計画書

計画期間 自 平成27年 4月 1日
至 平成37年 3月31日



島根県大田市

この大田市森林整備計画は、森林法第5条第1項の規定に基づく江の川下流地域森林計画に適合してたてる同法第10条の5第1項に規程する市町村森林整備計画である。

目 次

I	大田市の森林資源	
1	森林資源	・ ・ ・ ・ 1
2	森林の所有形態等	・ ・ ・ ・ 2
II	森林整備・木材生産の基本方針	
1	島根県の森林整備・木材生産の基本方針	・ ・ ・ ・ 3
2	大田市の森林整備・木材生産の基本方針	・ ・ ・ ・ 3
III	森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策	
第1	重点推進事項	
1	推進項目	・ ・ ・ ・ 4
2	具体的な取り組み事項	・ ・ ・ ・ 4
第2	その他の推進事項	
1	作業路網の整備	・ ・ ・ ・ 9
2	機械化の促進	・ ・ ・ 10
3	技術者の養成・人材の確保・事業体の育成	・ ・ ・ 10
IV	森林計画制度の運用上定める事項	
1	森林機能に応じた機能別森林に関する事項	・ ・ ・ 12
2	間伐の推進に関する事項	・ ・ ・ 14
3	伐採の中止又は造林の命令に関する事項	・ ・ ・ 14
4	森林経営計画の作成に関する事項	・ ・ ・ 14
V	森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等	
第1	立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	・ ・ ・ 16
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	・ ・ ・ 16
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	・ ・ ・ 17
2	天然更新に関する事項	・ ・ ・ 19
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の 標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	・ ・ ・ 21
2	保育の作業種別の標準的な方法	・ ・ ・ 22
第4	作業路その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	路網の整備に関する事項	・ ・ ・ 24

I 大田市の森林資源

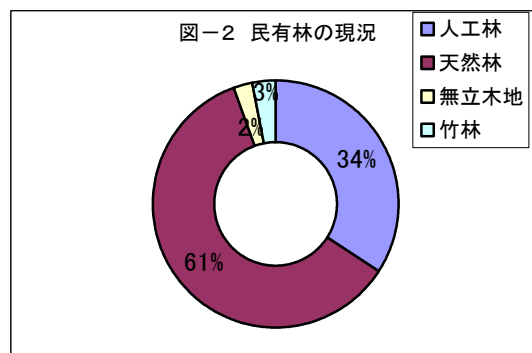
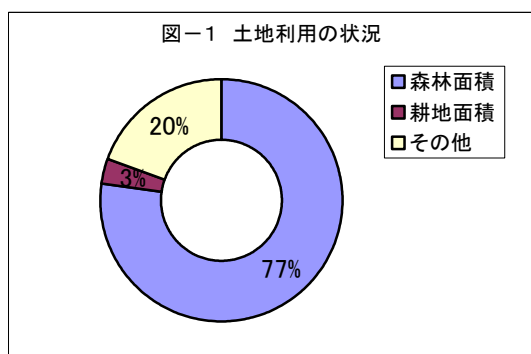
1 森林資源

本市は、島根県のほぼ中央に位置する田園都市である。北部は日本海に面し、西部には世界遺産である石見銀山遺跡、南東部には秀峰三瓶山を中心とした大山隠岐国立公園、南西には大江高山があり、これを主峰とする連山に囲まれた山間傾斜地が多く、複雑な地形を呈している。三瓶川、静間川をはじめとした河川はいずれも流路延長が短く、山間地を縫うように走っており、この流域に耕作地が開け、市街地が構成されている。

また、三瓶川上流には多目的ダムである県営三瓶ダムが平成7年に完成し、大田市の水瓶としての役割を果たしている。

本市の総面積は43,612haであり、その内森林面積は33,698haを占めており、林野率は77.3%である。私有林面積は32,120haで、スギを主体とした人工林面積は11,051haで人工林率は34.4%となっている。私有林の樹種別面積は、針葉樹が14,169ha、広葉樹が16,200haで、うちアカマツが5,899ha、スギ4,523ha、ヒノキが2,901haとなっている。

また、三瓶山周辺の1,141haの森林が国立公園（大山隠岐国立公園）指定されている。

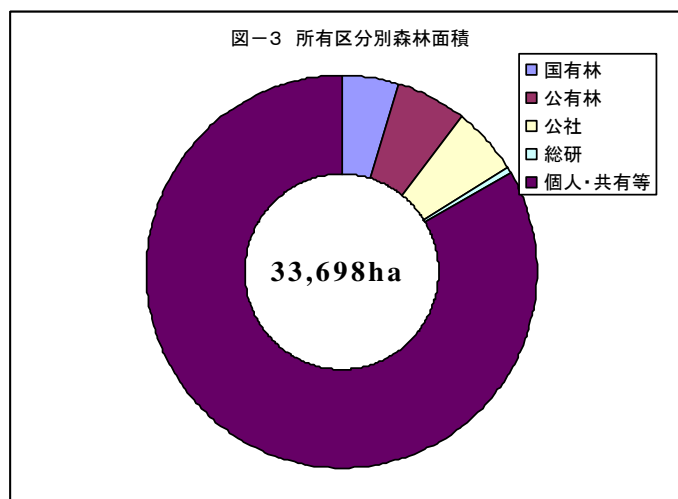


2 森林の所有形態等

当市の森林面積は33,698haで、その内、国有林面積が1,577haで全体の4.7%、民有林面積は32,120haで全体の95.3%である。

民有林32,120haのうち、25,475haが個人有林で79.3%を占めており、残りの所有状況は、市有林及び市行造林が1,916ha(227団地)、公社造林地が1,792ha(132団地)、その他が2,799haとなっており、(独)森林総合研究所の分収造林地は138haと比較的少ない状況である。

保安林は2,571haで、水源かん養・土砂流出防備・土砂崩壊防備・飛砂防備・防風・雪崩防止・防火・魚つき・保健・風致の保安林が指定されている。



II 森林整備・木材生産の基本方針

1 島根県の森林整備・木材生産の基本方針

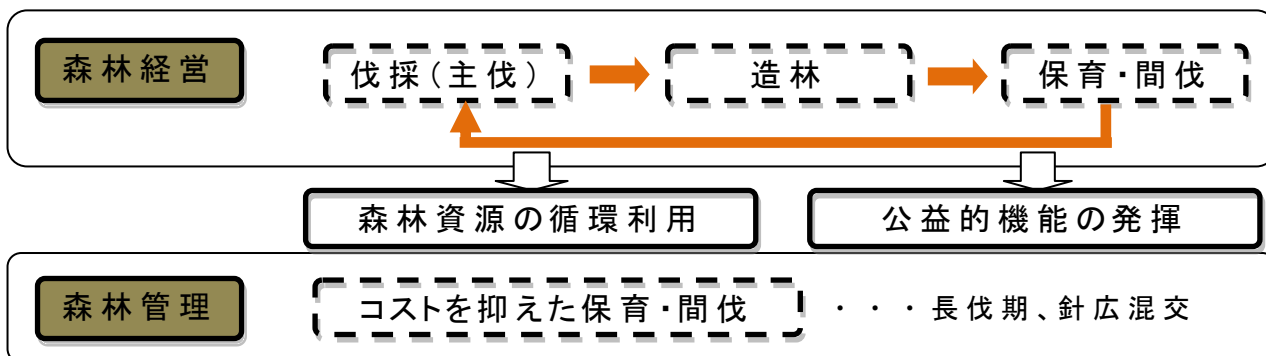
島根県が目指す森林と木材の循環利用が可能なシステムを構築するために、独自の2つの新たな「森林経営」と「森林管理」の手法を推進します。

新たな森林経営・管理手法は、森林の公益的機能を発揮させつつ、木材供給源として活用する「積極的な森林経営」と、継続的な公益的機能の発揮を重視する「コストを抑えた森林管理」の2手法とします。

手法の選択にあたっては、基幹的な道路からの距離や樹木の生長状態等を考慮し、森林経営に適した森林では積極的な木材生産を、経営が容易でない森林では、コストを抑えた森林管理を行います。

新たな経営・管理手法による適正な森林管理が行われることにより、木を伐って、使って、植えるという「林業の循環システム」が構築され、あわせて公益的機能の維持が可能になります。

○新たな経営・管理手法では、それぞれ下図に示す森林施業の流れを原則とする。



2 大田市の森林整備・木材生産の基本方針

森林の有する公益的機能の高度発揮と、地域林業の育成・強化を図るためには、従来からの森林資源の質の向上を目指すとともに、地域に根ざした特色ある魅力的な森林整備を実施していかなければならない。

当市では、島根県の基本方針に則し、「森林経営」と「森林管理」の2つの手法を推進するとともに、森林・林業・木材産業を一体的に捉え、地域産業として育成していく。

そのためには、林道・作業路等の路網整備をはじめ、森林組合の施業実施体制の強化並びに労働力確保、さらに、作業の効率化を図るための林業機械導入による施業の合理化、木材事業者の育成及び基盤整備、地域の実状に即した林業経営の普及、健全な森づくりのための保全管理の推進等、関連諸施策を積極的に活用することにより、森林の持続的な保全管理・経営と木材の利用促進、地域林業の活性化と雇用の確保に向け、地域が一体となった取組みを進めていく。

Ⅲ 森林・林業・木材産業を取り巻く課題と振興策

第1 重点的に推進する事項

1 推進項目

本市では、森林の持つ多面的機能を最大限に発揮する健全で豊かな森づくりを進め、林業の振興を通じて地域の活性化を図るため、以下の7つの事項に積極的に取り組む。

- ① 森林整備の推進
- ② 木材生産体制の強化
- ③ 森林施業の集約化の推進
- ④ 松資源の有効活用
- ⑤ 地域産材と木質バイオマスの利用促進
- ⑥ 特用林産物の生産振興と森林空間の多面的利用

2 具体的な取り組み事項

(1) 森林整備の推進

【現状】

- 森林の所有者境界に関する情報の喪失が進んでおり、森林境界の不明確化が進んでいる。
- 昭和50年代になって植栽された、5～7 齢級の保育段階のヒノキ林が多く存在している。
- 比較的高度の高い三瓶山周辺には、松林があるが、近年急速に松枯れ被害が拡大している。
- 石見銀山エリアには、旧仁摩町、旧大田市において整備を進めていた市有林、公社造林等があるが世界遺産コアゾーンの中での施業が制約されている。

【課題】

- 長期的、効果的な循環型施業を行うためには、不在村化や高齢化の進む森林所有者の意向確認が必要。
- 間伐等の適正な施業がなされず、森林が持つ土砂流出防備等の多面的機能の発揮が困難となる。
- 松枯れ被害の拡大する松林における早期の樹種転換が必要。
- 世界遺産エリア内での環境保全・森林機能の向上を目指すコアゾーン。バッファゾーンに適合した施業を進める必要がある。

【具体的な取組】

- 市の持つ地籍情報などの公的情報を森林組合と共有・連携し、市担当部局から山林所有者への働き掛け等の協力体制を整備し、森林組合の取り組む森林経営計画の作成を推進する。また、不在村森林所有者を中心に、長期的経営委託等の手法を検討するとともに、実現可能な場所からこの手法を試行する。



○座談会、集約化説明会、ケーブルテレビ等のツールを活用し、森林所有者による境界杭や標識の設置や、間伐実施を働きかけるとともに、利用間伐の実施に併せて、特にヒノキの保育間伐を推進する。

○松枯れ被害対策

①石見銀山地区

石見銀山世界遺産センター周辺は、世界遺産観光の玄関となっており多くの観光客が訪れている。企業等の森林整備活動のエリアを含んでいるため、高度公益機能林として区域し、森林機能と景観の保全に努める。

②三瓶記念樹地区

市道三瓶高原線北側の三瓶山記念樹周辺の松林は、高度公益機能林として伐倒駆除を進める。

③被害対策を実施する対象森林の区域

対象森林の区域は、下表のとおり。

地区名	対策対象松林面積 (ha) と所在 (林小班)				
	対策対象松林	保全する松林		樹種転換を進める松林	
		(県設定区域) 高度公益機能森林	(市設定区域) 地区保全森林	(県設定区域) 被害拡大防止森林	(市設定区域) 地区被害拡大防止森林
全域	59	59	—	—	—
石見銀山地区 (保健文化機能)	20	20 314-い、ろ			
三瓶記念樹地区 (国立公園)	39	39 110-い、ろ			

○松枯れ跡地の森林再生

大田地域において重要な森林資源である松林について、造林補助事業などを活用した積極的な樹種転換を進める。

○世界遺産区域内にある人工林の維持・整備を進めるため、文化庁と協議を進め、永続的に使用できる森林管理道の開設を行う。

(2) 木材生産体制の強化

【現状】

○市内の素材生産事業体は大田市森林組合のみで、間伐を主体に木材生産を行っている。

○大田市の林道延長は 51.0 k m で林道密度は 1.6m と林道整備は遅れている。

○森林作業道開設直、表層土の流亡等による下流域への濁水が発生する場合がある。

【課題】

○新植地を確保していくためには、主伐をいかに推進するかが課題である。

○木材生産の予定地を中心に、集中的に林業専用道・森林作業道を開設する必要がある。

○効率的な作業システムを構築し、作業道の開設から、伐採木の集材、搬出までの経費の削減が求められる。



【具体的な取組】

- 民間素材生産業者との連携を図ることにより主伐を推進するとともに、大田市森林組合においても架線技術者、路網開設技術者の養成に努め、主伐+利用間伐による木材生産体制強化を図る。
- 森林経営計画を作成する区域を重点的に路網開設を進める区域とし、重点的な路網開設に努める。また、路網ごとに状況に応じ沈砂池の設置等、濁水の流出対策を行う。
- 市内にチップ製造業者等がないため、適地に搬出材の中間集積場を設け、市外の製造業者等が用途に合わせ利用できる環境を整える。

(3) 森林施業の集約化の推進

【現状】

- 比較的に小規模な造林地が多く、大規模な造林地は公社造林地(132 団地 1,792ha 対民有林面積比率 5.5%) である。
- 森林の地籍調査の実施率は 34.4%と低い。
- 木材生産団地は 6 6 団地 6, 2 3 2 ha (H25) (対民有林面積比率 19.4%) が設定されている。

【課題】

- 木材生産団地は設定されているものの、生産コストの低減や生産性の向上など団地化のメリットが十分活かされていない。
- 森林経営計画を順次作成し、集約化を推進する必要がある。

【具体的な取組】

- 森林経営計画を作成する施業プランナーの養成に努めるとともに、市の持つ情報と公共性を活かして、住民や森林所有者への周知を行い森林経営への関心を高めるとともに、地域における集約化リーダーの発掘に努める。



- モデル地区となる集約化重点エリアを定め市と森林組合が協力した木材生産団地を設置する。また「P6.(2)木材生産体制の強化 具体的な取り組み」で掲げた中間集積場を各エリアに設置し、素材の流通拠点とし市内外のチップ業者、製材業者への供給を行う。

①経済林モデルエリア…比較的高林齢、大規模な人工林の集中する温泉津町井田地区において高密度路網の開設、木材の搬出、集積場等の設置など一体化した素材生産体系を実現し、集中的な造林作業による、従来の小規模な木材生産から大規模森林経営へ転換を図る。

②環境モデルエリア…三瓶山にある未整備広葉樹林、松枯れ被害による資源減少が進む残存マツ林は市の管理地にあることから、周辺の森林所有者や地元自治会等、地域の住民参加も含め、路網の開設、木材搬出、樹種転換を行い、このエリアを木質バイオマス燃料としての原材料供給と市民参加の森林づくりの場として整備し、西の原、北の原等観光客にもアピールし観光振興にも寄与する。

エリア	対象とする樹種	整備体系
温泉津井田	スギ、ヒノキなどの人工林	大規模木材生産・木材集積基地の設置
三瓶山	広葉樹、マツ	国立公園としての公共森林整備・バイオマス燃料生産

○市内に2箇所ある民国連携団地での施業の連携、国有林で行われる施業との連携を進め、集約化を推進し作業路網の共同使用など施業の低コスト化と集約化を図る。

(4) 松資源の有効活用

【現状】

- 大田地域の製材業はマツが主力製品である。
- 松枯れ被害により市内の資源量は減少してきている。
- 素材生産も製材も従事する従業員が若返ってきている。

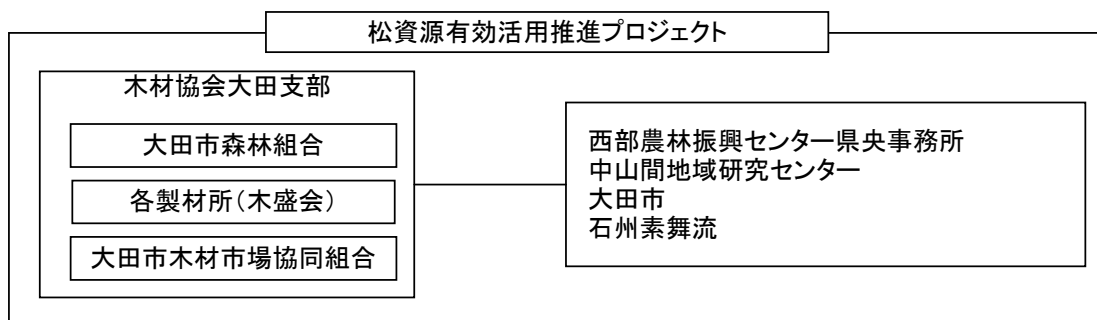
【課題】

- 市内にどの程度の松資源があり、伐採が可能かどうか把握できていない。
- 構造材の需要はあるものの、造作材等のニーズが無く歩留まりが悪い。
- 減少するマツ資源を有効活用し、マツ構造材に替わる製材品の開発等について検討する必要がある。

【具体的な取組】

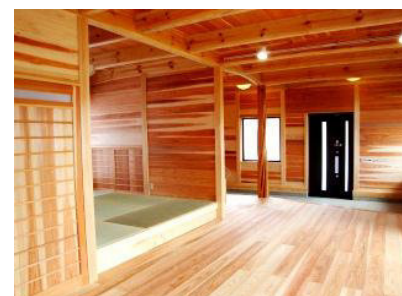
○平成24年度より県の地域プロジェクト「松資源有効活用推進プロジェクト」を立ち上げ、大田市森林組合や木材協会大田支部等と連携して、効率的・効果的な取り組みを行っている。推進体制は、下図のとおり。

「松資源有効活用推進プロジェクト」推進体制



○利用可能な松の資源量を把握するとともに、伐採による利用を促進し、併せて抵抗性マツの植栽等により確実に更新を図る。

○大阪・名古屋・東京・広島などで開催された展示・商談会等への出展、木材販売業者等への売り込みによって、マツ製材品の県外出荷量が1,359 m³ (H22)から1,788 m³ (H25)へと増加している。地松製品は松くい虫被害の影響から希少な存在であり関心も根強くあるので、事業者相互の協力・連携による供給体制の整備、高次加工による新製品の開発、マツ原木の安定確保の取り組みを進め、一層の県外販路の強化・拡大を目指す。



○素材生産、製材の若手担い手の技術向上に取り組む。

(5) 地域産材と木質バイオマスの利用促進

【現状】

- 製材所や工務店で構成された石見の匠・住まいづくり集団である”石州素舞流（せきしゅうすまいる）”が、地域産材の利用促進に向けた活動を展開している。
- 市内には、木質バイオマスの利用事例が少なく、導入におけるノウハウや利用効率に関するデータが少ない。

【課題】

- 地域の木材の多様な利用方法を検討する必要がある。
- 木質バイオマスを有効活用していく方策の検討が必要である。

【具体的な取組】

- 工務店・製材所・森林組合が連携しやすい仕組みづくりに努める。
- 地域材を利用した家づくりを推進する。
- 「大田市木材利用促進に関する基本方針」及び「大田市木材利用行動(率先)計画」に基づいて、公共施設での地域木材の利用推進を図る。
- 平成20年2月に策定した、「大田市地域新エネルギービジョン」に基づき、木質バイオマスを活用したボイラー、ストーブの導入を促進する。



(6) 特用林産物の生産振興と森林空間の多面的利用

【現状】

- 農林家の重要な収入源となっていた特用林産物（特に乾シイタケ）は、外国産品の輸入や生産者の高齢化・後継者不足により減少傾向が続いている。
- 三瓶山を中心に豊で美しい森林環境があるにもかかわらず、市民が森林に親しむ機会がほとんどなくなっている。



【課題】

- 農林家の安定的な所得確保の上からも、シイタケ、わさび、薪、山菜等の特用林産物の生産振興が必要である。
- 豊かで美しい大田市の森林環境を有効に活用し、市民や都市の住民が森林と親しむための森林空間を提供する必要がある。



【具体的な取組】

- 特用林産物を販売するJA、ロード銀座、無人市と、農林家や森林組合との連携体制の構築に努めるとともに、地域をまとめるリーダーの掘り起こしと、人材の育成を図る。
- 市有林にある伐期齢に達した広葉樹林において、原木供給体制を構築する。
- 三瓶周辺は比較的緩傾斜であり、路網整備をさらに進めながら、「P6(3)森林施業の集約化の推進 ○モデル地区となる集約化重点エリアを定め市と森林組合が協力した木材生産団地を設置する。」にあるように、市有林を中心に、市民等が森林に親しむことができる森林空間の設置と多角的な利用について検討実践する。



第2 その他の推進事項

1 作業路網の整備

(1) 作業路網の整備状況

区 分	路線数	延長 (m)	備考
基幹路網 (林道等)	34	52,207	
うち林業専用道	1	2,974	
林業専用道 (規格相当)	1	1,369	
細部路網 (作業道)	75	70,269	
計	110	123,845	

(2) 路網整備の方針、方向性 (目標とする林内路網密度と路網延長)

本市の林道密度は、平成25年度末現在1.6m/haと、県平均の3.4m/haと比較しても、極めて低いのが現状である。しかしながら市道の延長は964.1kmと比較的長く、農道も地域によって整備が進んできたことから、木材生産と森林再生を積極的に行うことが可能な地域に重点的に整備する。基幹路網と細部路網をあせた路網密度は、比較的傾斜の緩やかな地域においては路網密度を150m/ha程度の高密路網を目指し、傾斜が急な地域では50m/ha程度の作業道開設を目指す。

なお、開設にあたっては路面排水処理に留意するとともに、切り取り法面を低く抑えるなど、低コストで壊れにくい路網開設に努める。

(3) 路網整備等推進区域

計画期間内に、基幹作業道と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (路網整備等推進区域) を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域 (木材生産団地名)	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長 (m)
芦谷・茶ノ木団地	185	大谷線ほか	8,000
上村団地	120	下り谷線ほか	6,200
津淵・中正路団地	110	津淵線ほか	5,200
高野寺団地	47	高野寺線ほか	9,600
志学団地	70	志学線ほか	1,000
南山・馬野原・唐谷団地	74	横谷線ほか	6,000
横道・大家・大谷団地	101	横道線ほか	2,000
西山団地	92	西山線ほか	4,400
伊勢階矢滝団地	154	伊勢階奥線ほか	1,200
冠団地	109	宮本線ほか	2,200
狭平団地	119	清水線ほか	1,900
南山団地	130	下恵後奥線ほか	2,200
忍原滑谷団地	30	岡山線ほか	800
朝倉団地	40	知野見線ほか	1,200

(4) 基幹路網の整備計画

地域森林計画に定められる開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所の数等については、下表に示すとおりとする。

開設 拡張 別	位 置 (市町村)	路線名	種 類	林 業 専用道	前 半 5 力年 の 計 画	延 長 (m) 及 び 箇 所 数	利 用 区 域	国 有 林 道 と の 連 絡 調 整 の 有 無	備 考
							面 積 (ha)		
開設	大 田 市	5 路 線		5 路 線	5 路 線	7600	371		
		白 谷 線	自動車道	○	○	1,300	108	無	
		城 郷 線	自動車道	○	○	1,400	115	無	
		陣 山 線	自動車道	○	○	1,500	43	無	
		徳原藤木線	自動車道	○	○	2,200	62	無	
		田向多根線	自動車道	○	○	1,200	43	無	
拡張	大 田 市	4 路 線		0 路 線	0 路 線	1,600	325		
		沖 迫 線	自動車道			100	52	無	
		柑 子 谷 線	自動車道			500	167	無	
		栃 谷 線	自動車道			500	50	無	
		湯 迫 線	自動車道			500	56	無	

2 機械化の促進

(1) 高性能林業機械の配備状況

区 分	集材	伐木・採材	運材	計
森林組合	1	2	3	6
林業事業者				
その他				
計	1	2	3	6

(2) 機械化の導入目標、推進方策

大田市において素材生産事業者として木材登録がなされており、実際に素材生産を行っている事業者は大田市森林組合のみであり、大田市森林組合には採材機械 3 台・運材用機械 3 台の 6 台の高性能林業機械が導入されている。

効率的な木材生産を実施するためには路網との組み合わせが必要不可欠であり、比較的傾斜の緩やかな地域においては「車両系システム」、比較的傾斜の急な地域においては「架線系システム」により対応する。

なお、生産性の向上・生産コストの低減・労働強度の軽減のため、高性能林業機械の導入を促進するとともに、地形・樹種・路網の整備状況等によって、在来の機械と組み合わせ、効率的な作業システムを採用し作業を実施する。

3 技術者の養成・人材確保・事業者の育成

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

現在、ほとんどの森林に対して施業を行っている森林組合の、経営面での体質強化が必要である。魅力ある職場への改善は、若い労働力確保のための近道であり、適正な森林管理を続けるために必要不可欠な事項である。魅力ある職場とは、基盤整備に

よる機械化の促進、それに伴う労働の軽減化であると考えられる。

本市には、大田市林友会やNPO法人緑と水の連絡会議といった林研グループが組織されており、林業技術の習得・研究を重ね、経営状態の改善に向けた活動を続けている。市としてもさらなる活動を期待し、引き続き育成・強化に向け協力していくものとする。

(2) 林業労働者及び林業後継者の育成方策

今後、林業を推進するためには基盤整備や機械化を促進し、作業の省力化や労働強度の軽減を図っていく必要がある。このため、将来的には高度の技能・技術を持つ人材の確保と採用後の資格取得への支援体制の実現等、従来型の人力主導、100%造林事業依存型森林組合から脱皮する必要がある。

また、作業道等の路網開設～伐採～搬出～植栽～保育～伐採～加工・販売を一連の事業の流れと考え、これに対応する施設整備と人材の確保を行う必要がある。

作業の機械化及び軽減化＝魅力ある職場づくり＝若い労働力確保への第一歩であると考えている。当面は森林組合作業班員の新規労働力の確保に向けた努力を重ね、これに対応した事業量の確保と実施に向け努力する。また、広域就労の促進に向けた施設整備等も同時に推進していくものとする。

(3) 林業事業体の体質強化方策

大田・邇摩地域において平成17年に森林組合の広域合併がなされた。引き続き大田市森林組合を中心として、各地に存在する放置森林の的確な把握と受託事業の推進を図っていく。

事業実施に当たっては路網の整備や森林施業共同化の推進と結びつけ、コスト低減や作業の効率化を図りながら森林整備と事業体の経営基盤の強化を図っていく。

また、本市も基盤整備の推進や独自助成の早期実現を目指し、森林組合の体質強化に向け積極的な支援を展開するものとする。

IV 森林計画制度の運用上定める事項

1 森林機能に応じた機能別森林に関する事項

(1) 森林の有する機能と望ましい姿

森林の有する機能別に、その役割と望ましい姿を示す。

①木材生産機能を有する森林

機能区分	森林機能の役割
木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林 (略称:木材等生産機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材等森林で生産される資源を持続的に生産する働き <hr/> <p>【望ましい森林の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用可能な樹木により構成され、林道等の生産基盤が充実した森林や、架線などを活用し、木材生産が実行可能な森林

②公益的機能を有する森林

機能区分	森林機能の役割
水源の涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進する森林 (略称:水原涵養機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに、渇水を緩和する働き <hr/> <p>【望ましい森林の姿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称:山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然現象等による土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃を防ぎ、山地災害の発生を防ぐ働き <hr/> <p>【望ましい森林の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称:快適環境形成機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 強風、飛砂、騒音等の森林以外で発生する要因による生活環境の悪化を防止するとともに、気温、湿度などを調整し、快適な生活環境を保全・形成する働き <hr/> <p>【望ましい森林の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (略称：保健文化機能維持増進森林)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化的、教育的、保健休養的な様々な活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然景観の維持・増進に寄与する働き並びに原生的な環境の保護、多様な動植物の生息環境の保存等を通じて、森林生態系を構成する生物を保全するとともに学術の振興に寄与する働き <p>【望ましい森林の状態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 ・ 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林・史跡、名勝等と一体となり、うるおいのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
--	--

(2) 森林機能に応じた区域設定

区域指定を行う際に対象とする森林は、下表を基本として定める。

森林の区域（機能別森林）		対象とする森林
	木材等生産機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木材生産を重視し、積極的に森林経営を行う森林 ・ 公益的機能別施業森林との重複可
公益的機能別施業森林	水源涵養機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（水源涵養・干害防備） ・ 自然公園（第3種） ・ その他 など
	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（土砂流出防備・土砂崩壊防備・落石防止・なだれ防止雪害防止） ・ 山地災害危険地 など
	快適環境形成機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（飛砂防備・防風・魚つきなど） など
	保健文化機能維持増進森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林（保健・風致） ・ 自然公園（特別保護地区・第1種、第2種） ・ 自然環境保全地域 など

(3) 機能別森林ごとの標準的な森林施業の方法

それぞれの機能別森林で行う標準的な施業方法を定める。

機能別森林の名称		特定される森林施業の標準的な方法
	木材等生産機能維持増進森林	○ 通常伐期（標準伐期齢） ・ 皆伐は20ha以下
公益的機能別施業	水源涵養機能維持増進森林	○ 伐期の延長（標準伐期齢＋10年） 又は ・ 皆伐は20ha以下 ○ 複層林施業や長伐期施業
	山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林	○ 長伐期施業 又は、 ・ 伐期は標準伐期齢×2 ・ 皆伐は20ha以下
	快適環境形成機能維持増進森林	○ 複層林施業（伐採率70%以下） 又は、

業 森 林	保健文化機能維持増進森 林	<ul style="list-style-type: none"> ・維持材積 5 割以上 ○複層林施業（択伐） ・択伐率 30% 以下 ・維持材積 7 割以上
-------------	------------------	---

（４）機能別森林の所在

森林計画図により、別途図示する。

2 間伐の推進に関する事項

（１）間伐を実施する必要があると認められる森林

Vの第3の1に定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に照らし、間伐の実施が遅れており、計画期間内において実施する必要があると認められる森林については、所在を明らかにした資料を作成し、間伐の推進を図る。

ただし、森林施業計画、森林経営計画が樹立されている森林については、それらの計画において間伐の実施計画を登載することとする。

（２）要間伐森林

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるものを「要間伐森林」に指定し、当該森林の所有者に対し、間伐を実施するよう通知を行う。

3 伐採の中止又は造林の命令に関する事項

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令を行う際の基準については、次のとおりとする。

（１）伐採後の更新に係る対象樹種

Vの第2の1、2に定める対象樹種であること。

（２）伐採後の更新に係る立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」を除き、森林の伐採跡地における植栽本数は、Vの第2の1、2に定める本数であること。

4 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画を作成する際は、次に掲げる事項を適切に計画すること。

- ① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ② 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ③ 森林の経営の受委託等を実施するうえで留意すべき事項及び共同して森林施業を実施するうえで留意すべき事項
- ④ 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
- ⑤ 造林作業道の開設にあたり、周辺への濁水等の流出防止に関する事項

(2) 路網の整備の状況その他の地域の実情から見て造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域。

森林法施行規則第33条第1号口の規定に基づく区域について次のとおり定める。

旧市町村名	図面番号	区域名	林班番号	区域面積 (ha)
大田	1	大田①	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 16, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90	1588
	2	大田②	24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40	1233
	3	大田③	11, 12, 13, 14, 15, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23,	1243
	4	大田④	41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 181, 182, 183, 184	1064
	5	大田⑤	128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147	1466
	6	大田⑥	76, 77, 78, 79, 80, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 110, 161, 162, 163, 164, 165	1658
	7	大田⑦	107, 108, 109, 111, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127	1452
	8	大田⑧	53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75	1671
	9	大田⑨	148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 203, 204	1363
	10	大田⑩	185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202	1064
	11	大田⑪	205, 206, 207, 208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 218, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237, 238, 239, 240	2661
	12	大田⑫	174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 268, 269, 270, 271, 272, 278, 279, 280, 281, 282, 283	1358
	13	大田⑬	251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 267, 273, 274, 275, 276, 277	1233
	14	大田⑭	284, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302	1044
	15	大田⑮	303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 317, 318, 319, 320	1220
	16	大田⑯	321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342	1322
	17	大田⑰	343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351, 352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364	1348
仁摩	1	仁摩①	401, 402, 403, 404, 405, 406, 422, 423, 424, 425, 426, 427, 428, 429, 430, 431	1075
	2	仁摩②	407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421	1285
温泉津	1	温泉津①	501, 502, 503, 504, 505, 506, 507, 508, 509, 510, 511, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527	1349
	2	温泉津②	512, 513, 514, 515, 516, 517, 518, 519, 528, 529, 530, 531, 580, 581, 582, 583, 584, 585	1461
	3	温泉津③	532, 533, 534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 541, 542, 543, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 551, 552, 553	1475
	4	温泉津④	554, 555, 556, 557, 558, 559, 560, 561, 562, 563, 564, 565, 566, 567, 568, 569, 570, 571, 572, 573, 574, 575, 576, 577, 578, 579	1492

* 区域計画については谷尾根等の地理的要因、公道を含む林道等路網整備状況、木材生産団地の設定状況等勘案し定めた。

V 森林整備・木材生産を行う際の技術的基準・指針等

第1 立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

標準伐期齢については、地域森林計画に定める指針に基づき、主要樹種について、平均生長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定めることとする。

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

主要樹種の標準伐期齢については、下表のとおり定める。

単位：年

地 域	樹 種						
	ヒノキ	サワラ	ス ギ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45	45	40	35	45	15	25

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図るため、立地条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

- ① 主伐は皆伐を原則とすること。
- ② 1箇所あたりの伐採面積は、自然的条件及び公益的機能確保の必要性を踏まえたうえで、次期生産のための適正な規模であり、かつ更新が確実に行われる規模となるよう配慮する。
- ③ 皆伐後に天然更新を行う場合は、天然下種更新及びぼう芽更新が確実な森林を対象とし、更新を確保するための伐採地の形状、母樹の保存等に配慮する。また、必要に応じて保護樹林帯を設置する。
- ④ 主伐時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮しつつ、用途に応じた適正な林齢での伐採に努める。やむを得ず択伐を選択する場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。
- ⑤ 人工林の生産目標ごとの伐採時期は、下表を目安として定める。

単位：径級：cm

地域	樹種	標準的な施業体系による		伐採時期 (間伐を含む)
		生産目標	期待径級(cm)	
全域	ス ギ	製材用（一般建築）	22	40年～
		製材用（大径造作）	32	80年～
		合板用	20	35年～
	ヒノキ	製材用	22	60年～
	マ ツ	製材用	22	40年～
		チップ用	19	35年～
	クヌギ	シイタケ原木	12	20年～
広葉樹	チップ用	15	25年～	

- ⑥ 主伐で択伐を選択する場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採が30%以下（伐採後の造林が人工林による場合は40%以下）で実施するものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種については、地域森林計画に定める造林樹種に関する指針に基づき、適地適木を基本として、立地条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して下表のとおり定める。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及員又は大田市農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択することとする。

○人工造林の対象森林

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	針葉樹 スギ・ヒノキ・アカマツ 広葉樹 クヌギ・ヤマグリ・ケヤキ・ヤマザクラ	

(2) 人工造林の標準的な方法

人工林の樹種別、仕立ての方法別の植栽本数については、既往の植栽本数を勘案して仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を下表により定める。

複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（樹冠占有面積又は材積による率）を乗じた本数以上を植栽することとする。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及員又は大田市農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を判断することとする。

①人工造林の植栽本数

植栽本数は、主要樹種について、従来型の造林方法に加え、平成20年3月に島根県が策定した「新たな森林再生モデル－伐採した森林を放置しないために－」による低コスト施業（植栽、更新方法）も選択肢とし、地理的条件や森林所有者の意向を勘案して定めることとする。

○人工造林の樹種別、育成手法別の植栽本数

(従来型施業) 用途… 主に製材

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	全面下刈5回、除伐1回、間伐3回	3,000本程度
ヒ ノ キ	全面下刈5回、除伐1回、間伐3回	3,000本程度
マ ツ	全面下刈5回、除伐1回、間伐3回	3,000本程度
クヌギ等広葉樹	全面下刈5回、除伐1回、間伐0回	3,000本程度

(低コスト型施業1) 用途→ 製材、合板

植栽樹種	育 林 手 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	全面下刈5回、除伐1回、間伐2回	2,000本	人工林、天然林

(低コスト型施業2) 用途→ スギ…合板 広葉樹…主にチップ

植栽樹種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
スギ	部分下刈3回、除伐0回、間伐0回	1,000本	人工林
	部分下刈3回、面下刈1回、除伐1回、間伐0回		天然林
広葉樹	部分下刈3回、除伐0回、間伐0回		人工林

注) ヒノキの植栽本数もこれに準ずる

樹下植栽本数は、上層木の成立本数を勘案して決定するが、基準をおよそ 1,000～2,000 本/ha とする。また、下層木の生育のため林内の相対照度を 30～50%以上確保することとする。

②その他人工造林の標準的な方法

その他人工造林の標準的な方法については、必要に応じて主要な樹種、仕立ての方法別に下表のとおり定める。

○その他人工造林の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理し、林地の保全に配慮する。 複層林造成時には、上層木の最終間伐時に雑草、灌木類を伐倒整理し、地拵えを行うこと、その他の事項については育成単層林の植栽型に準じて定める。
植付けの方法	気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定める。 広葉樹植栽の場合、特に土壌の劣悪な箇所に植栽する場合には、ポットによる植栽を考慮する。
植栽の時期	気候その他の立地条件及び既往の植栽時期を勘案して適期に植栽する。 秋植えを原則とするが、風衝地等への植栽は春植えとする。

(3) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃を防止するため、地域の実情に合わせ確実な更新を行う。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林及びそれ以外の森林について、人工造林をすべき期間を次に定める。

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までに造林を行うこと
	択伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までに造林を行うこと

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地	「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新がなされない場合」は、その後2年以内に造林を行うこと
---	--

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種については、地域森林計画に定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、下表のとおり定める。

天然更新の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	針葉樹 スギ・ヒノキ アカマツ・クロマツ等 広葉樹 ブナ・ナラ類等 その他県内に自生する広葉樹 但し、モウソウチク等の竹類は除く	いずれも将来中高木となりうる樹種であること

(2) 天然更新の標準的な方法

①天然更新の標準的な方法

ぼう芽更新を行う場合、伐採をできるだけ低く行い、発生したぼう芽の優劣が明らかとなる3～5年目頃に1株3～4本を目安として芽掻きを行う。また、優秀な目的樹種が少ない場合に苗木の植え込みを行う。

天然下種による更新の場合、ササ等により更新が阻害されている個所については、刈出し、地表のかき起こし、枝条整理等の処理を行う。また、更新の不十分な箇所には、植え込みを行う。

(低コスト型施業3) 用途→ チップ

更新樹種	更 新 方 法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
広 葉 樹	ぼう芽または天然下種	—	天然林

なお、天然更新によるものについては、森林再生モデルのとおりとする。

ただし、幼齢林については気象害を受けやすく、大面積で罹災するなど特別な場合には公益的機能を十分に発揮できないこともあり得るため、市町村、森林所有者及び森林組合等の林業関係者と相互に連携し、注視していくものとする。

②天然更新に関するその他の事項

一定期間内で確実な更新を図るため、天然更新の完了基準を以下のとおり定める。

ア 更新完了とみなす後継樹の状況

項 目	天然更新の完了基準
樹 高	30cm以上かつ草丈以上
密 度	更新すべき立木の本数 期待できる成立本数の3 / 10程度 ※少なくとも1haあたり1,000本以上
その他	ササ類や草本類の繁茂等により更新を阻害されるおそれがないこと

イ 更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新を図るものとする。

ウ 更新の確認方法

原則として現地での標準地（水平距離10m×10m）調査を実施することとする。

天然更新対象地面積	標準地の数
1.0 ha未満	1箇所以上
1.0 ha以上	2箇所以上

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法 その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、既往の間伐方法等を勘案して定めることとする。

(1) 単層林施業

林冠がうっ閉して林木相互の競争が生じ始めた時期をその開始時期とすると共に、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるような適切な間伐率、繰り返し期間、間伐木の選定方法その他必要な事項を下表により定める。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	仕立て目標 690本/ha (80年生時)	3,000本/ ha	16～20	33～37	47～51	
ヒノキ	仕立て目標 886本/ha (80年生時)	3,000本/ ha	17～21	27～31	43～47	
アカマツ クロマツ	仕立て目標 403本/ha (80年生時)	3,000本/ ha	12～16	22～26	33～37	47～51

○間伐の方法

- ・林分管理図から作成した島根県間伐指針表を用い、間伐量を決定する。
- ・間伐木の選定に当たっては、初回～2回目間伐では、
 - ①有害な木（重要な病虫害被害木等）
 - ②欠陥の多い木（曲がり木、損傷木等）
 - ③特異な木（あばれ木等）
 の順で選木する。
- ・2回目間伐以降は、収入が図れるよう選木する。
- ・間伐を実施する間隔については、
 - ①標準伐期齢未満：3齢級以上を対象とし、15年に1回以上間伐を実施
 - ②標準伐期齢以上：16齢級（スギ）、18齢級（ヒノキ）以下を対象とし、15年に1回以上は間伐を実施
- ・間伐本数率はおおむね30%を目安とする。
- ・材積に係る伐採率は35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね5年後において樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内とします。

注)：間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

また、高性能林業機械によって間伐を行う場合は、伐採の形状を列状、魚骨状等の帯状にし、効率的に搬出する。この際、伐採後の風害、雪害等を十分考慮し、列幅を決定する。

(2) 複層林施業

上層木については、育成単層林に準じて行う。また、下層木が大きくなり競争が始まるようになれば、下層木についても間伐を実施し、適切な林分構成が維持されるよう適時適切に行う。

2 保育の作業種別の標準的な方法

下表に示す内容を基本とし、植栽木の生育状況を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

また、「新たな森林再生モデル」による低コスト型施業を導入する場合は、下刈回数等が減少することとなり、省力化を図ることができる。

従来型施業による保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ (秋植)		○	○	○	○	○									
	(春植)	○	○	○	○	○										
	ヒノキ (秋植)		○	○	○	○	○	(○)								
	(春植)	○	○	○	○	○										
	マツ (秋植)		○	○	○	○										
	(春植)	○	○	○	○	○										
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ () は状況によって実施しない。 ・ 状況に応じて実施回数を減らせるものとする。 														
つる切	スギ							○								
	ヒノキ							(○)		○			○			
	キマツ								○		○					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行う。 ・ () は状況によって実施しない。 															
枝打ち	スギ										○			○		
	ヒノキ							(○)					○			○
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営の目的、樹種の特徴、地位*及び地利*等を考慮して行うものとする。 ・ () は裾枝払いとする。 															
除伐	スギ								○			○				
	ヒノキ									○				○		
	マツ									○					○	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて実施回数を減らせるものとする。 															

* 地位：林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に1から5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積生長量及び上長生長量が大きく地位が高いこととなる。

* 地利：林地が木材の搬出等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、林道等自動車道路までの距離でランク付けしている。

低コスト型施業による体系

保育の種類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下刈	スギ															
	【人伐跡】															
	(秋植)		△	△	△											
	(春植)	△	△	△												
	【天伐跡】															
	(秋植)		△	△	△	○										
	(春植)	△	△	△	○											
広葉樹																
(秋植)		△	△	△												
(春植)	△	△	△													
	備考	・「低コスト型施業2」を導入した場合。(植栽本数 1,000本/ha) ・△…部分下刈 ○…全面下刈 を示す。														
除伐	スギ															
	【人伐跡】															
	【天伐跡】															
広葉樹																
	備考	・「低コスト型施業2」を導入した場合。(植栽本数 1,000本/ha)														

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施する。

第4 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 路網の整備に関する事項

(1) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム

並びに作業路網等整備とあわせて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準を下表のとおり示す。

路網密度の水準を示すにあたっては、活用する高性能林業機械なども考慮の上、整備する路網の規格を選択することとする。

傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		路網密度の目安
			基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	175.0m/ha	42.5m/ha	70.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	137.5m/ha	32.5m/ha	50.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	105.0m/ha	20.0m/ha	20.0m/ha
	架線系	32.5m/ha	20.0m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系	10.0m/ha	10.0m/ha	10.0m/ha
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	

※車両系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張らずに車両系機械で実施

架線系作業システム：木材の木寄・集材をスイングヤード等の機械を用いて実施

集材機系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張り集材機を用いて実施

(2) 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

① 路網を作設する際の規格・構造

林業用路網を整備する際は、「林道規定」、「島根県林業専用道作設指針」、「島根県森林作業道作設指針」で定める規格・構造とする

② 基幹路網の維持管理

開設された基幹路網については、大田市（又は大田市森林組合）が管理者となり、台帳を作成して適切に管理する。

第5 その他森林整備のために必要な事項

1 火入れの実施に関する事項

(1) 林野火災の予防の方針

草原の維持、観光振興、環境保全への市民意識の高揚、山林火災の防止を目的とし行われる三瓶山西の原火入れ事業については、実行委員会による火入れ指令、企画、運営方針に従い実施する。また、森林法第21条第2項に定める目的に該当するときは、該当法令及び大田市火入れに関する条例（平成17年10月1日条例第175号）に定めるところにより、適切に実施する。

(2) その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施することとする。